

# 岐阜県版

科技庁の「高レベル放射性廃棄物処分場」確約書

## 「法的効力ない政策文書」

### 瑞浪で懇談会委員の石橋氏 講演会で見解示す

動力炉・核燃料開発事業団(動燃)が東濃地方で行っている地層科学研究に絡み、科学技術庁が県に対して「県内が高レベル放射性廃棄物の処分場になることはない」とする確約書を提出したことについて、高レベル放射性廃棄物処分懇談会専門委員を務める弁護士石橋忠雄氏(青森市)は二十七日夜、瑞浪市明世町月吉で開かれた講演会で、確約書について「法的効力がない政策文書」という見解を示した。

同懇談会は、科技庁の諮問機関である原子力委員会

「同様の文書は青森県にも出されているが、法律を執行する機関である科技庁が、そのときに判断した政策文書に過ぎない。将来変更していく可能性は十分ありうる」と発言した。

とめた。石橋氏は、日本弁護士連合会公害対策・環境性廃棄物の地層処分のため

の専門部会で平成七年に発足。処分事業の進め方などについて議論を重ね、こと

して、平成八年から同懇談会の専門委員を務めてい

る。動燃が行う高レベル放射性廃棄物の地層処分のため講演会を開いた。石橋氏は日本の原子力政策の問題点などについて話した後、住民から確約書に



「科技庁の確約書は単なる政策文書」と発言した石橋忠雄氏(瑞浪市明世町の月吉公民館で)

「同様の文書は青森県にも出されているが、法律を執行する機関である科技庁が、そのときに判断した政策文書に過ぎない。将来変更していく可能性は十分ありうる」と発言した。瑞浪市や隣接する土岐市では、動燃が同地区で行っている研究が「処分場建設のためでは」という住民の不安が広がり、一部の調査が中断している。科学技術庁は今月中旬、梶原拓真知事に「地元が受け入れる意思がない状況においては、県内が処分場になることはない」とする確約書を提出していた。